

入札公告

下記の業務委託について、一般競争入札を執行するので、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき公告します。

令和8年3月2日

藤枝市長 北村 正平

1 担当部局

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山二丁目15-25

藤枝市役所 産業振興部 農林基盤整備課 電話番号：054-643-3350

メール：norin@city.fujieda.lg.jp

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 農林第10号
- (2) 委託業務名 藤枝市有害鳥獣減容化施設維持管理業務委託

3 入札に参加するために必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札参加資格審査期日（令和8年3月10日）までに、藤枝市における一般廃棄物収集・運搬の入札参加資格を有している者であること。
- (3) 必要とする許可、認可等を得ていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 入札説明書交付申請日から入札執行日まで藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年12月6日施行）による入札参加停止措置の期間中でない者。又は、入札参加資格確認通知書を受けた者が開札日までに物品購入等の契約に係る指名停止措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下（暴対法）という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に関与していると認められる者。

- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意し、障害のある方に対して適切な対応を行う者であること。

4 入札参加資格確認等

- (1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- ア 提出期限 令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 7 年 3 月 1 0 日（火）午後 5 時まで
 - イ 提出先 上記 1 に同じ
 - ウ 提出方法 代表者印を押印し、PDF 化した書類をメールで提出
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 3 月 1 1 日（水）午後 5 時までに F A X またはメールにより通知する。
- (3) 申請書は、入札参加資格確認申請書により作成すること。
- (4) その他
- ア 申請書の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 入札執行者は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限後における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書は返却しない。
 - オ 提出された申請書は公表しない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月16日（月）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は理由を求められたときは、令和8年3月18日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記1に同じとする。

6 仕様書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月23日（月）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記1及び藤枝市ホームページ (<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>)

(3) 配布方法

上記1で受け取る。又は、ホームページからダウンロードする。
藤枝市ホームページ (<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>) >組織から探す>産業振興部>農林基盤整備課>お知らせからダウンロードすること。

7 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面（様式自由）により、提出すること。

ア 受付期間 令和8年3月12日（木）から令和8年3月16日（月）までの午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山二丁目15番25号
藤枝市役所 産業振興部 農林基盤整備課
電話番号 054-643-3350
FAX 054-631-9081

ウ 提出方法 持参、郵送、FAXのいずれか

- (2) 質問に対する回答は令和8年3月18日（水）午後5時までにFAXにより回答する。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時 令和8年3月24日（火）午前10時

(2) 入札執行場所 静岡県藤枝市岡出山二丁目15番25号
藤枝市役所 南館1階 農林基盤整備課

(3) 入札方法

ア 入札は、郵送（簡易書留に限る。）によるものとし、それ以外の方法によるものは認めない。

イ 郵便は、入札執行日時までに必着すること。同日時後に到着した入札書は無効とする。

ウ 入札書を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「藤枝市有害鳥獣減容化施設維持管理業務委託の入札書在中」と記入し、封かんしたうえで郵送用の外封筒に入札参加資格確認通知書の写しを同封して送付するものとする。

エ 上記イの郵送用の外封筒には、宛名を「藤枝市役所産業振興部農林基盤整備課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札書の住所、名称（法人にあっては、法人名）及び氏名を記載しなければならない。

オ 郵送による入札に係る費用については、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。

(4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札書の入札金額の記入方法

決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札書は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札

(1) 開札は入札の終了後、直ちに当該場所において行う。

(2) 入札者による立ち会いは行わず、入札事務に関係のない藤枝市職員が開札に立ち会うこととする。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しないものとした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人がした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

1 1 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 1回目の入札が不調の場合は、別日に2回目の入札を行う。日程についてはあらかじめ通知する。
- (3) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて、落札者を決める。

1 2 入札保証金及び契約保証金

免除

1 3 契約書の作成

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が入札日から起算して7日以内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

1 4 異議の申立て

入札したものは、入札後、入札公告、設計書、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 5 支払方法

完納後一括払い

1 6 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、下記1 7 (3)に同じとする。

1 7 その他

- (1) 入札日時を延期する場合は、入札参加資格を確認した者を対象として延期後の入札を実施する。
- (2) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と

密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認める者であることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。

- (3) 照会窓口は、藤枝市産業振興部農林基盤整備課（電話番号054-643-3350）とする。
- (4) この入札は令和8年度契約の準備行為として行うものであり、予算措置がされない場合は入札を取りやめることがある。
- (5) 契約日は令和8年4月1日とする。
- (6) 入札心得を熟読すること。（上記1にて配布）